

公立大学法人山陽小野田市立山口東京理科大学中期計画

目次

- 第1 中期計画の期間及び教育研究上の基本組織
- 第2 教育研究等の質の向上に関する目標を達成するための措置
- 第3 地域社会との連携、地域貢献に関する目標を達成するための措置
- 第4 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するための措置
- 第5 財務内容の改善に関する目標を達成するための措置
- 第6 自己点検、評価及び当該状況に係る情報の提供に関する目標を達成するための措置
- 第7 その他業務運営に関する重要目標
- 第8 その他記載事項

計画

第1 中期計画の期間及び教育研究上の基本組織

1 中期計画の期間

平成28年4月1日から平成34年3月31日までの6年間とする。

2 教育研究上の基本組織

(1) 学部及び大学院研究科

学 部	工 学 部	機 械 工 学 科
		電 気 工 学 科
		応 用 化 学 科
大学院研究科	工 学 研 究 科	工 学 専 攻

(2) 研究所等

研 究 所	液 晶 研 究 所
	先 進 材 料 研 究 所

第2 教育研究等の質の向上に関する目標を達成するための措置

1 教育に関する目標を達成するための措置

(1) 教育内容及び教育の成果等の充実

① 教育課程編成方針等の明確化

確かな基礎学力と高度な専門知識を修得した人間性豊かな人材を養成するため、学位授与方針、教育課程の編成方針及び入学者受入方針を明確に定め実践する。

② 教育方法の工夫・開発

講義形式で行っている授業に能動的学修力の育成に効果的な教育手法（アクティブ・ラーニング）を取り入れる。

③ 教養科目の体系化

現代社会が直面する課題に対応する文理融合科目（統合科学）や、異分野・学際領域理解のための科目を充実する。また英語教育の強化を図り英語による授業を拡大充実し、英語教育の効果を測定するために TOEIC を利用する。

④ 国際感覚を備えた人材の養成

学生の目線を海外に向けさせ異文化に触れる機会として、短期留学を実施するために国際交流センターを設置するとともに、渡航中も安心して教育研究活動に臨めるよう危機管理の体制を整備する。

(2) 教員の教育能力向上の推進

大学及び大学院の教育の内容及び方法の改善を図るための教員の組織的な研修（FD活動）を計画的に実施する。

(3) 学生の受入れに関する方針の明示

入学者に求める能力、適性等を入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）として明確化し、入試方法及び評価方法を点検し、適宜修正を加える。

2 学生への支援に関する目標を達成するための措置

(1) 多様なニーズに対応した支援

① 経済的理由や罹災等で就学が困難な学生に対する授業料減免制度や大学独自の奨学金制度等の仕組みを構築する。

② 学生の主体的な課外活動を運営、財政の両面から支援し、主体性の向上と社会性の涵養を促進する。また、学生自治会、教育後援会及び同窓会との協力体制を整備する。

③ 学生の健康相談、心的支援及び生活相談等を行う体制を整備し、担任教員制度を活用して問題を抱える学生や留学生及び障がいを持つ学生への支援を行う。

(2) キャリア支援の充実

① キャリア支援センターと学部・研究科が連携し、就職の斡旋等にとどまらず、進学を含むキャリア形成全般について支援するとともに、市内企業及び県内企業の魅力を多くの学生に知ってもらうための取組みを強化する。

② 教員採用試験、公務員採用試験及び国家資格試験等の特別講座を開講し、各試験の合格率を高める取組みを実施する。

③ 県内企業に対して、本学が主催する企業面談会への参加や本学内での会社説明会

等の開催を実施することにより、県内就職を希望する学生と企業のマッチングの機会の拡大を図る。

3 研究に関する目標を達成するための措置

(1) 研究活動の活性化

- ① 産学官連携の研究プロジェクトの検討、企画を行う。
- ② 研究活動の主体である大学院生の入学者増加を図り、全ての研究室に大学院生が在籍することを目指す。

(2) 研究成果の集積と公表

地域産業界や地域社会のニーズにマッチした研究テーマ及び国際的に通用する研究領域を絞り込み、研究成果を挙げる上で最も有効な体制を検討する。

(3) 学術交流の促進

国内外の大学や研究機関との交流、共同研究の拡大を図る。

(4) 研究倫理の徹底

研究活動に係る不正防止を図るための全学的な仕組みを構築する。

第3 地域社会との連携、地域貢献に関する目標を達成するための措置

1 地域コミュニティの中核的存在としての拠点化

- (1) 地域連携センターの生涯学習部門及び地域連携室を中心に地域社会との連携や地域貢献活動を推進強化する。
- (2) 講演会、研修会、教育・教養講座及び中高教員向教育等を計画、実施する。
- (3) 地域の技術力向上の支援（技術相談、企業教育支援、専門家派遣、人材の供給等）を行う。
- (4) 学生向けの地域教育の推進及び地域活動の支援（大学施設・設備の提供、教員知識の活用等）を行う。
- (5) 地元小中高への出前授業や実験体験、市民への大学開放を実施する。

2 産業界との連携

- (1) 大学の技術シーズと企業の技術ニーズのマッチングを図り、支援する仕組みを構築する。
- (2) 研究連携、シンポジウム、セミナー及び研究成果の活用促進等大学の外に向けた活動を活性化する。

3 政策形成等に貢献するシンクタンク機能の発揮

- (1) 地域の課題に対して積極的に市や商工会議所の委員会、審議会に参加する。

4 学生の地元定着

- (1) 入学者に占める県内学生割合の向上

入学者選抜の適正な実施に留意しつつ、入学者に占める県内出身者の割合を高めていく。

(2) 県内就職割合の向上

大学を卒業し、県内に就職する者の割合を高めていく。

第4 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するための措置

1 運営体制の改善に関する目標を達成するための措置

(1) 業務執行体制の強化

① 理事長、学長を中心とした運営体制の構築

経営審議会、教育研究審議会、教授総会、研究科会議等の管理運営と教育研究の緊密な運営体制を構築する。

② 簡素で機能的な組織の編成

運営組織の目的や業務内容の見直しを定期的に行い、簡素で効率的な組織を構築する。

(2) 人材育成の強化

① 適切な人事評価制度の確立

教員の能力、意欲、業績及び大学運営への貢献度が自己の処遇に適切に反映される多面的な人事評価制度を確立する。

② 計画的な職員の採用と配置

大学事務における専門性を強化するため、職員人事計画を策定し、業務内容に応じた適材適所の配置と人材確保を行う。

③ 事務職員の職能開発

管理運営及び教育研究支援等の向上に向けた組織的な職員研修（SD活動）を計画的に実施する。

(3) 地域に開かれた大学づくりの推進

① 大学に関する情報の積極的な提供

多様な広報の手段や機会を効果的に活用し、社会への説明責任を果たすと共に、大学ブランド力を高めるための情報提供、広報活動を推進する。

② 外部有識者が大学運営に参画する仕組みの充実

理事、経営審議会、教育研究審議会の委員等に外部有識者を委嘱し、大学運営に参画させる体制を構築する。

③ 初等中等教育への支援

小・中学校における理科教育事業や教員の指導力向上のための研修会等に講師を派遣する。

(4) 評価制度等の活用による業務運営の改善に向けた継続的な取組の推進

- ① 自己点検評価及び外部監査を活用し、業務運営の改善に向けた継続的な仕組みを構築する。
- ② 監査法人等が行う外部監査の仕組みを構築する。

(5) 他の教育機関等との連携

- ① 東京理科大学と姉妹校協定を締結し、教育研究、産学連携、人材育成及び職員の人事交流等を継続する。
- ② 公立大学協会加盟校や中四国支部大学と連携する。

2 教育研究組織の見直しに関する目標を達成するための措置

(1) 教育組織の見直し

自己点検評価や外部評価等を踏まえ、学部及び研究科等の教育研究組織を見直し、適切な教員配置を行う。

(2) 薬学部の設置

平成30年4月に現在の校地内に薬学部を開設する。

3 人事の適正化に関する目標を達成するための措置

(1) 教職員にインセンティブが働く仕組みの確立

外部研究費の獲得件数の増等、教育研究活動の活性化や教職員の資質の向上に資する仕組みを構築する。

(2) 全学的な視点に立った公正、公平で客観的な制度の構築

- ① 教育職員の人事制度、採用方針及び計画等を取りまとめる教員人事委員会を設置し、全学的な視点に立った制度を構築する。
- ② 事務職員の適正な定数管理のもと、全学的な視点・方針に則り、限られた人材を効果的に配置する。

4 事務等の効率化、合理化に関する目標を達成するための措置

- (1) 外部委託の活用、情報化の推進等、業務の効率化を行う。
- (2) 学内の各種データや業務手順書等をデータベースとして一元化する。

第5 財務内容の改善に関する目標を達成するための措置

1 自己収入の増加に関する目標を達成するための措置

(1) 授業料等学生納付金

大学院の入学定員増を行い、学生納付金の安定的確保を図る。

(2) 外部研究資金等の積極的導入

研究助成金や競争的研究資金の採択率を高めるための措置を講じる。

2 経費の抑制に関する目標を達成するための措置

中・長期財政計画に基づき、適正な予算編成と厳格な予算執行を行う。

3 資産の管理及び運用に関する目標を達成するための措置

(1) 教室の稼働率、体育施設の利用状況、図書館の利用者数等、施設設備の利用状況を調査し、その結果に基づき、施設設備の運用改善、有効活用を図る。

(2) 施設設備の資産価値を保全し、大規模修繕等の経済的損失を最小限に抑えるため適切かつ計画的な保守・管理を行う。

第6 自己点検、評価及び当該状況に係る情報の提供に関する目標を達成するための措置

1 自己点検、評価を実施する体制の整備

加盟する認証評価機関の評価基準と評価項目に沿って自己点検・評価を実施する。併せて、中期計画の目標達成状況を自己評価する。

2 自己点検、評価の内容、方法の充実

具体的に設定された指標や達成水準に基づいた自己点検・評価を実施し、その評価結果を適切に大学運営の改善に反映させる。

3 評価結果の公表

自己点検、評価の結果については要約した資料を公表する。

第7 その他業務運営に関する重要目標を達成するための措置

1 施設設備の整備、活用等に関する目標を達成するための措置

良好な教育研究活動環境を維持するため、既存施設の修繕計画や新たな施設設備及び実験機器の整備計画を策定する。

2 安全衛生管理に関する目標を達成するための措置

学校保健法及び労働安全衛生法に基づく安全衛生管理体制を確保し、学生や教職員の健康保全及び安全衛生に努める。

3 法令遵守及び危機管理に関する目標を達成するための措置

研究費を適正に使用し法令の遵守に努める。また、危機管理体制を整備するとともに、学生、教職員に対し防災訓練等を定期的に行う。

第8 その他記載事項

1 予算（人件費の見積もりを含む。）、収支計画及び資金計画

(1) 予算

平成28年度～平成33年度

(単位：百万円)

区 分	金額
収入	
運営費交付金	3, 305
施設費	100
自己収入	3, 666
授業料等及び入学検定料収入	3, 538
雑収入	60
受託研究等収入の外部資金	68
国庫補助金等	52
その他	18
計	7, 141
支出	
業務費	4, 968
人件費	3, 581
教育研究経費	1, 302
受託研究費等	85
一般管理費	1, 993
その他	180
計	7, 141

[人件費の見積り]

中期目標期間中、総額3, 581百万円を支出する。(退職手当は除く。)

注) 平成29年度以降の人件費の見積りについては、平成28年度の人件費見積りを踏まえ試算している。

注) 退職手当については、公立大学法人山陽小野田市立山口東京理科大学が定める規定に基づき支給することとするが、措置される金額については、各事業年度の予算編成過程において山陽小野田市の職員の退職手当に関する条例を基準として算定される。

[運営費交付金の算定ルール]

中期目標期間中、毎事業年度に交付する運営費交付金については、以下の事業区分に基づき、それぞれの対応する計算方法により算定したもので決定する。

運営費交付金＝(1:人件費)＋(2:教育研究費)＋(3:一般管理費)＋(4:特殊要因経費)－(5:自己収入)

1 人件費＝「役職員人件費」＋「教員人件費」

- ・ 「役職員人件費」：管理運営に必要な職員（役員を含む）の人件費所要額。
- ・ 「教員人件費」：教育研究活動で必要となる教員の人件費所要額。
当該事業年度の役職員数、教員数を基準として算定。

2 教育研究経費＝「教育経費」＋「研究経費」＋「教育研究支援経費」

- ・ 「教育経費」：学部、大学院の学生に対する教育活動で必要となる経費相当額。
直前の事業年度における経費及び当該事業年度の学生見込数等を基準として算定。
- ・ 「研究経費」：教員の研究活動で必要となる経費相当額。
直前の事業年度における経費及び当該事業年度の教員数等を基準として算定。
- ・ 「教育研究支援経費」：教育研究活動を支援する地域連携センター、機器センター及び図書館運営管理費等経費相当額。
直前の事業年度における経費を基準として算定。

3 一般管理費

- ・ 「一般管理費」：学舎の維持管理等に要する経費相当額。
直前の事業年度における経費を基準として、平成31年10月以降は消費税及び地方消費税の税率を10%にて算定。

4 特殊要因経費

- ・ 臨時的経費として、当該事業年度に特に必要な経費。
各事業年度の予算編成課程において当該事業年度における具体的な額を決定する。
- ・ 平成28年度については、公立大学法人に伴う新規経費
- ・ 大規模修繕費、高額設備（備品）費については、所要額を個別に算定し、山陽小野田市の財政状況を勘案した上で別途措置される。

5 自己収入＝「学生等納付金収入」＋「雑収入」＋「受託研究等収入の外部資金」

- ・ 「学生等納付金収入」：当該事業年度の入学検定料収入、入学金収入、授業料収入等。入学検定料、入学料、授業料等は、当該事業年度の志願者見込数、入学見込数、学生見込数を基準として算定。
- ・ 「雑収入」：当該事業年度の財産貸付等収入、大学入試センター試験事業収入、証明書交付手数料収入等。施設の貸付料収入など過去の実績及び今後の見込を基準として算定。
- ・ 「受託研究等の外部資金」：受託研究等収入、共同研究等収入、受託事業等収入

注) 自主的な取組による増収策や収入増により得られた効果額は、原則、法人で活用できるものとする。

注) 運営費交付金は、一定の仮定の下に試算されたものであり、各事業年度の運営費交付金については、予算編成過程においてルールを適用して再計算され、決定される。なお、山陽小野田市の予算編成過程における「予算の調製方針」等によっては、再計算された運営費交付金を調整する場合がある。

(3) 収支計画

平成28年度～平成33年度

(単位：百万円)

区分	金額
費用の部	
經常費用	7, 134
業務費	4, 968
教育研究経費	1, 302
受託研究費等	85
人件費	3, 581
一般管理費	1, 859
財務費用	307
減損	0
減価償却費	307
臨時損失	0
収入の部	
經常収益	7, 134
運営費交付金収益	3, 305
授業料収益	2, 879
入学金収益	345
検定料収益	117
補助金等収益	27
受託研究費等収益	68
雑益	86
資産見返運営費交付金等戻入	30
資産見返物品受贈額戻入	277
臨時利益	0
純利益	0
総利益	0

(4) 資金計画

平成28年度～平成33年度

(単位：百万円)

区分	金額
資金支出	7, 141
業務活動による支出	7, 041
投資活動による支出	100
財務活動による支出	0
次期中期目標期間への繰越金	0
資金収入	7, 141
業務活動による収入	7, 141
運営費交付金による収入	3, 305
授業料等及び入学検定料による収入	3, 538
受託研究等による収入	68
寄附金による収入	18
その他の収入	212
投資活動による収入	0
財務活動による収入	0

2 短期借入金の限度額

(1) 限度額

2億円

(2) 想定される理由

運営費交付金の受け入れ遅延及び事故の発生等により緊急に必要となる対策費として借入れすることが想定される。

3 重要な財産を譲渡し、又は担保にする計画

なし

4 剰余金の使途

決算において剰余金が発生した場合は、教育研究の質の向上及び施設整備に充てる。

5 市の規則で定める業務運営に関する事項

(1) 施設及び設備に関する計画

各事業年度の予算編成過程等において決定する。

(2) 中期目標の期間を超える債務負担
なし

(3) 積立金の使途
教育研究の質の向上及び施設整備に充てることを基本とする。

(4) 公立大学法人の業務運営に関し必要な事項
なし

中期計画参考資料

【用語の解説】

●学位授与の方針（ディプロマポリシー）（p1）

学位授与に関する基本的な考え方について、各大学等が、その独自性並びに特色を踏まえ、まとめたもの。この方針において、卒業（修了）生に身に付けさせるべき能力に関する大学の考えを示すことにより、受験者が大学を選択する際や、企業等が卒業（修了）生を採用する際の参考となる。機構の認証評価では、同方針について明確に定めそれに照らして、成績評価や単位認定、卒業認定が適切に実施され有効なものとなっているかを評価する。

●教育課程の編成方針（カリキュラムポリシー）（p1）

教育課程の編成及び実施方法に関する基本的な考え方をまとめたもの。この方針の策定に当たっては、教育課程の体系化、単位の実質化、教育方法の改善、成績評価の厳格化等について留意することが必要である。機構の認証評価では、同方針について明確に定め、それに基づいて教育課程が体系的に編成され、その内容、水準が授与される学位名において適切であるかどうかを評価する。

●入学者の受入方針（アドミッション・ポリシー）（p2）

各大学・学部等が、その教育理念や特色等を踏まえ、どのような教育活動を行い、また、どのような能力や適性等を有する学生を求めているのかなどの考え方をまとめたもの。

●アクティブ・ラーニング（p2）

教員による一方向的な講義形式の教育とは異なり、学修者の能動的な学修への参加を取り入れた教授・学習法の総称。

●FD（Faculty Development）活動（p2）

教員が授業内容及び方法の改善を図るための組織的な研修及び研究の総称。大学設置基準第25条の3においてその活動が義務化されており、具体的な例としては、教員相互の授業参観の実施、授業方法についての研究会の開催、新任教員のための研修会の開催等を挙げることができる。

●キャリア支援（p2）

学生が自己の能力や適性、志望に応じて卒後の進路を主体的に選択し、社会的、職業的な自立を図るために必要な能力を培うために整備された大学内の支援体制。支援は教育課程やガイダンスの実施、就職に関する情報の収集・提供等を通じて行われる。大学は、当該大学及び学部等の教育上の目的に応じ、学内の組織間の有機的な連携を図り、支援のための適切な体制を整えることが求められている。

●SD（Staff Development）活動（p4）

大学等の管理運営組織が、目的・目標の達成に向けて十分機能するよう、管理運営や教育・研究支援に関わる事務職員・技術職員又はその支援組織の資質向上のために実施される研修などの取組みの総称。平成29年4月から、大学設置基準においてSD活動が義務化される。

●他の教育機関等の連携（大学間の連携）（p5）

設置形態の枠組みを超えた高等教育機関間（地域を含む）の連携協力による教育・研究・社会貢献機能の充実・強化を行う取組を指す。

●自己点検、評価（p6）

大学等が、自己の目的・目標に照らして教育研究等の状況について点検し、優れている点や改善すべき点などを評価し、その結果を公表するとともに、その結果を踏まえて改善向上を行っていくという質保証の仕組み。学校教育法第109条において、その活動が義務化されており、高等教育の質保証は一義的に大学等自らが主体的に行うものという点が示されている。

●認証評価機関（p6）

認証評価を実施する機関として文部科学大臣の認証を受けた評価機関。機関が文部科学大臣の認証を受けるためには、その評価基準、評価方法、実施体制などが文部科学大臣の定める認証基準に適合すると認められる必要がある。